

# 第 8 4 6 回 小浜市教育委員会

と き：令和 4 年 8 月 19 日（金）

午後 3 時 30 分～

ところ：小浜市役所 4 階 401 会議室

## 1. 会議録 第 8 4 5 回の承認

## 2. 報 告

報告第 9 号

諸般の報告 R4. 7. 22～R4. 8. 18

行事予定 R4. 8. 19～R4. 9. 30 (P1～P4)

【教育総務課】【生涯学習スポーツ課】

## 3. 議 案

議案第 1 5 号 令和 4 年度 9 月補正予算の要求について (P5～P6)

【教育総務課】

議案第 1 6 号 小浜市コミュニティセンター条例の制定について (P7～P25)

【生涯学習スポーツ課】

議案第 1 7 号 小浜市表彰選考委員会委員の推薦について (P26～P29)

【教育総務課】

## 4. 教育長報告

## 5. その他











議案第15号

令和4年度9月補正予算の要求について

令和4年度9月補正予算の要求について意見を求める。

令和4年8月19日 提出

小浜市教育委員会  
教育長 窪田 光宏

## 令和4年度9月補正予算の概要

### 【教育総務課】

(単位:千円)

新規の別	事業名	予算額	事業の内容
	小中学校教育活動支援補助金	2,892	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校の修学旅行を感染状況を踏まえながら延期、中止する場合に必要なキャンセル料に対する補助金の増額補正                      出発予定日の1週間前に発生するキャンセル料相当額を補助</p> <p>【小中学校修学旅行実施予定日】                      5月19日～20日(1泊2日)小浜第二中学校(計画どおり実施)                      6月1日～2日(1泊2日)小浜中学校(計画どおり実施)</p> <p>9月13日～14日(1泊2日)中名田小学校                      9月29日～30日(1泊2日)西津小学校                      9月中(1日)小浜中学校                      10月13日～14日(1泊2日)小浜美郷小学校                      10月19日～20日(1泊2日)内外海小学校                      10月20日～21日(1泊2日)雲浜、今富、口名田小学校                      10月21日～22日(1泊2日)加斗小学校                      11月1日～2日(1泊2日)小浜小学校                      3月3日(1日)小浜第二中学校</p>
	嶺南嶺北体験・探究活動支援事業	160	<p>県補助事業を活用した嶺南嶺北体験・探究活動に取り組む学校に対する補助金の増額補正</p> <p>実施校 小浜中学校                      活動内容                      福井市内の県内企業訪問および鯖江、丹生、南越地区の体験・探究活動施設での活動</p>
	人権教育研究推進地域事業	▲ 700	<p>当初計画の人権教育研究推進地域事業委託費(国庫委託費)が不採択となったことから、新たな財源を確保して実施するための事業費および財源補正</p> <p>当初予算額800千円⇒100千円(▲700千円)                      曾我氏講演会                      248千円⇒0千円(▲248千円) 県事業で実施                      蓮池氏講演会                      238千円⇒0千円(▲238千円) 実施しない                      横田氏講演会                      100千円⇒100千円 計画どおり実施                      その他事前取材旅費、消耗品費                      214千円⇒0千円(▲214千円) 使用しない                      ※補正後の事業費100千円の財源は、学校教育応援基金を充当</p>
	小学校施設維持補修費	6,061	<p>小学校施設の安全確保等のために修繕する必要がある施設補修経費の増額補正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雲浜、今富、口名田、加斗小学校の雨漏り等修繕</li> <li>・西津小学校保健室エアコン取替修繕</li> </ul>
	中学校施設維持補修費	451	<p>中学校施設の安全確保等のために修繕する必要がある施設補修経費の増額補正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜中学校の雨漏り等修繕</li> </ul>
	中学校管理諸経費【債務負担行為】	127,650	<p>令和2年8月から実施している中学校2校の学校給食調理業務の外部委託契約期間が令和5年3月末をもって満了となるため、契約を更新し、引き続き複数年の調理業務外部委託を実施する。</p> <p>今後のスケジュール案                      令和4年10月～ 業者選考プロポーザル審査参加業者募集                      令和4年12月～ 業者選考プロポーザル審査                                        業務委託契約締結                      令和5年1月～ 業務委託準備                      令和5年4月～令和8年3月 業務委託</p>



議案第16号

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定について

小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定について意見を求める。

令和4年8月19日 提出

小浜市教育委員会  
教育長 窪田 光宏

## 小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例

### (設置)

第1条 本市は、協働のまちづくりを推進し、地域の自主的・主体的なまちづくり活動を育むとともに、地域の連携および交流を深め、もって地域全体の活性化を図るため、市民のコミュニティ活動および社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、小浜市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

### (名称および位置)

第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小浜コミュニティセンター	小浜市小浜日吉91番地の3
雲浜コミュニティセンター	小浜市城内二丁目5番16号
西津コミュニティセンター	小浜市北塩屋第22号2番地
内外海コミュニティセンター	小浜市阿納尻第43号10番地の1
国富コミュニティセンター	小浜市栗田第11号3番地の2
宮川コミュニティセンター	小浜市加茂第2号17番地の2
松永コミュニティセンター	小浜市上野第28号7番地
遠敷コミュニティセンター	小浜市遠敷第71号8番地
今富コミュニティセンター	小浜市和久里第18号18番地
口名田コミュニティセンター	小浜市中井第41号9番地
中名田コミュニティセンター	小浜市下田第52号19番地
加斗コミュニティセンター	小浜市加斗第30号35番地

### (職員)

第3条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

### (開館時間)

第4条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日の場合は、その翌日も休館とする。
- (2) 第3日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 8月14日、8月15日および12月29日から翌年1月3日まで

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、または休館日を変更することができる。

(事業)

第6条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりを推進し、地域課題の解決を図る事業
- (2) 社会教育および生涯学習を推進する事業(社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条に規定する事業に関するものを含む。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に掲げるセンターの設置の目的を達成するために必要な事業
- (4) その他市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用を許可するときは、必要に応じて条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

- (4) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの使用が不適當であると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の制限をすることができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号の規定のいずれかに該当したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰さない理由により使用ができなくなったとき。
- (2) 使用開始のときまでに使用の取消しの申出があった場合で、市長が適当と認めるとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終了したとき、または第9条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちに使用した施設および設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、センターの施設、設備等を損傷し、または滅失したときは、直ちに市長に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、損害賠償額の全部または一部を免除することができる。

(コミュニティセンター運営審議会)

第16条 センターにコミュニティセンター運営審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

2 審議会は、第1条に掲げる設置の目的を達成するために、第6条に規定する事業の企画運営について協議する。

3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) まちづくりに関する活動を行う者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (5) 学識経験者
- (6) その他必要と認める者

4 審議会の定数は、10人以内とする。

5 審議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員の互選により委員長を選出する。

7 委員長の任期は、審議会委員の任期と同じとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る施設等の使用の許可その他センターの運営に関し必要な行為は、施行日前においても

行うことができる。

(小浜市公民館設置条例の廃止)

- 3 小浜市公民館設置条例(昭和28年小浜市条例第34号)は、廃止する。

(小浜市の公の施設の使用条例の一部改正)

- 4 小浜市の公の施設の使用条例(昭和26年小浜市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、別表第6および別表第7」を「および別表第6」に改める。

別表第1中公民館の項を削る。

別表第2中地区公民館の項を削る。

別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5から別表第7までを1表ずつ繰り上げる。

(小浜市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 5 小浜市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年小浜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第4号中「公民館」を「コミュニティセンター」に改める。

(経過措置)

- 6 この条例の施行日前に、この条例による廃止前の小浜市公民館設置条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第11条関係）

施設	時間区分 種別	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
		3時間	4時間	4時間	13時間
小浜コミュニ ティセンター	研修室	1,100円	1,460円	1,610円	4,290円
	視聴覚室	1,060円	1,410円	1,550円	4,140円
	実習室	1,180円	1,570円	1,730円	4,600円
	和室1	900円	1,200円	1,320円	3,510円
	和室2	950円	1,270円	1,400円	3,730円
	玄関ロビー	540円	720円	790円	2,120円
	多目的ホール	9,740円	12,990円	14,290円	38,000円
雲浜コミュニ ティセンター	和室1	830円	1,110円	1,220円	3,260円
	和室2	1,420円	1,890円	2,080円	5,540円
	調理実習室	1,880円	2,510円	2,760円	7,360円
	研修室	4,200円	5,600円	6,160円	16,390円
	交流ホール	8,870円	11,820円	13,000円	34,590円
西津コミュニ ティセンター	会議室	470円	620円	690円	1,840円
	ホール	1,890円	2,520円	2,770円	7,370円
	研修室	470円	630円	690円	1,850円
	実習室	700円	940円	1,030円	2,750円
	和室	430円	570円	630円	1,680円
	大会議室	1,120円	1,500円	1,650円	4,400円
内外海コミュ ニティセンタ ー	小会議室	550円	730円	810円	2,160円
	研修室	650円	870円	960円	2,560円
	地域文化講話室	650円	870円	960円	2,560円
	食の体験実習室	1,010円	1,350円	1,480円	3,950円
	交流ホール	4,280円	5,710円	6,280円	16,710円
国富コミュニ ティセンター	研修室	630円	840円	920円	2,470円

ティセンター	図書室	510 円	680 円	750 円	1,990 円
	ホール	1,480 円	1,980 円	2,170 円	5,790 円
宮川コミュニ ティセンター	会議室	1,110 円	1,480 円	1,630 円	4,330 円
	実習室	420 円	560 円	620 円	1,660 円
	和室	750 円	1,010 円	1,110 円	2,960 円
	相談室	230 円	310 円	340 円	910 円
松永コミュニ ティセンター	研修室	740 円	990 円	1,090 円	2,920 円
	和室	680 円	910 円	1,000 円	2,660 円
	調理実習室	510 円	680 円	750 円	2,000 円
遠敷コミュニ ティセンター	調理室	400 円	540 円	590 円	1,580 円
	会議室	380 円	510 円	560 円	1,490 円
	和室	260 円	340 円	380 円	1,010 円
	ホール	1,780 円	2,380 円	2,610 円	6,960 円
今富コミュニ ティセンター	会議室 1	1,180 円	1,570 円	1,730 円	4,600 円
	会議室 2	1,080 円	1,440 円	1,590 円	4,230 円
	会議室 3	1,090 円	1,460 円	1,610 円	4,280 円
	調理室	1,480 円	1,980 円	2,170 円	5,790 円
	多目的ホール	4,770 円	6,360 円	6,990 円	18,610 円
	和室	1,270 円	1,700 円	1,870 円	4,980 円
口名田コミュ ニティセンタ ー	ホール	1,500 円	2,010 円	2,210 円	5,880 円
	和室	440 円	590 円	650 円	1,750 円
	研修室・調理室	720 円	960 円	1,060 円	2,830 円
中名田コミュ ニティセンタ ー	ホール	1,090 円	1,450 円	1,600 円	4,250 円
	協議会室	210 円	290 円	310 円	840 円
	実習室	410 円	550 円	610 円	1,630 円
	和室	610 円	810 円	900 円	2,390 円
加斗コミュニ ティセンター	和室	500 円	660 円	730 円	1,950 円
	図書室	190 円	260 円	290 円	770 円
	調理室	430 円	580 円	640 円	1,710 円



	大会議室	1,480 円	1,980 円	2,180 円	5,800 円
--	------	---------	---------	---------	---------

#### 備考

- 1 時間区分の午前と午後または午後と夜間等にわたって使用する場合の使用料は、相当の料金(12時から13時までおよび17時から18時までの時間帯については、午後の料金)の1時間当たりの料金を基に使用料を算出する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合の使用料は、当該基本使用料に、当該基本使用料の100%を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を加算する。
- 3 冷房または暖房を使用するときは、当該基本使用料に40%を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を加算する。
- 4 小浜コミュニティセンターの多目的ホール、雲浜コミュニティセンターの交流ホール、内外海コミュニティセンターの交流ホールまたは今富コミュニティセンターの多目的ホールを使用するときは、電気料として1時間当たり350円を加算する。

## 議 案 内 容 要 点

### 小浜市コミュニティセンターの設置および管理に関する条例の制定について

#### 1) 提案理由

公民館を、社会教育施設としての機能を維持しつつ、まちづくり協議会をはじめ各種団体等の協働のまちづくりの拠点として、これまで以上に誰もが使いやすい施設とするため、公民館をコミュニティセンター化することに関して、必要な事項を定めるもの。

#### 2) 内容

(設置)

第1条 本市は、協働のまちづくりを推進し、地域の自主的・主体的なまちづくり活動を育むとともに、地域の連携および交流を深め、もって地域全体の活性化を図るため、市民のコミュニティ活動および社会教育推進・生涯学習活動の拠点として、小浜市コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称および位置)

第2条 センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
小浜コミュニティセンター	小浜市小浜日吉9番地の3
雲浜コミュニティセンター	小浜市城内二丁目5番16号
西津コミュニティセンター	小浜市北塩屋第22号2番地
内外海コミュニティセンター	小浜市阿納尻第43号10番地の1
国富コミュニティセンター	小浜市栗田第11号3番地の2
宮川コミュニティセンター	小浜市加茂第2号17番地の2

松永コミュニティセンター	小浜市上野第28号7番地
遠敷コミュニティセンター	小浜市遠敷第71号8番地
今富コミュニティセンター	小浜市和久里第18号18番地
口名田コミュニティセンター	小浜市中井第41号9番地
中名田コミュニティセンター	小浜市下田第52号19番地
加斗コミュニティセンター	小浜市加斗第30号35番地

(職員)

第3条 センターに、センター長その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第4条 センターの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日の場合は、その翌日も休館とする。
- (2) 第3日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (4) 8月14日、8月15日および12月29日から翌年1月3日まで

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、または休館日を変更することができる。

(事業)

第6条 センターにおいて行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 協働のまちづくりを推進し、地域課題の解決を図る事業
- (2) 社会教育および生涯学習を推進する事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関するものを含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に掲げるセンターの設置の目的を達成するために必要な事業

(4) その他市長が必要と認める事業  
(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用を許可するときは、必要に応じて条件を付することができる。

(使用の不許可)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) センターの施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) センターの管理上支障があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの使用が不適當であると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の制限をすることができる。

(1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号の規定のいずれかに該当したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の許可を受けた目的以外に使用し、または使用の権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(使用料の納付)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があるとき、使用料を減額し、または免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用開始のときまでに使用の取消しの申出があった場合で、市長が適当と認めたとき。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、センターの使用を終了したとき、または第9条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちに使用した施設および設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、センターの施設、設備等を損傷し、または滅失したときは、直ちに市長に報告するとともに、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、損害賠償額の全部または一部を免除することができる。

(コミュニティセンター運営審議会)

第16条 センターにコミュニティセンター運営審議会(以下「審議会」という。)を置くことができる。

- 2 審議会は、第1条に掲げる設置の目的を達成するために、第6条に規定する事業の企画運営について協議する。
- 3 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) まちづくりに関する活動を行う者
  - (2) 学校教育関係者
  - (3) 社会教育関係者
  - (4) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
  - (5) 学識経験者
  - (6) その他必要と認める者
- 4 審議会の定数は、10人以内とする。
- 5 審議会の委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員の互選により委員長を選出する。
- 7 委員長の任期は、審議会委員の任期と同じとする。  
(委任)
- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 3) 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る施設等の使用の許可その他センターの運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(小浜市公民館設置条例の廃止)

- 3 小浜市公民館設置条例（昭和28年小浜市条例第34号）は、廃止する。  
（小浜市の公の施設の使用条例の一部改正）
- 4 小浜市の公の施設の使用条例（昭和26年小浜市条例第28号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中「、別表第6および別表第7」を「および別表第6」に改める。  
別表第1中公民館の項を削る。  
別表第2中地区公民館の項を削る。  
別表第3を削り、別表第4を別表第3とし、別表第5から別表第7までを1表ずつ繰り上げる。  
（小浜市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）
- 5 小浜市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年小浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。  
第14条第2項第4号中「公民館」を「コミュニティセンター」に改める。  
（経過措置）
- 6 この条例の施行日前に、この条例による廃止前の小浜市公民館設置条例によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第 1 1 条関係）

施設	時間区分 種別	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
		3時間	4時間	4時間	13時間
小浜コミュニティセンター	研修室	1,100円	1,460円	1,610円	4,290円
	視聴覚室	1,060円	1,410円	1,550円	4,140円
	実習室	1,180円	1,570円	1,730円	4,600円
	和室1	900円	1,200円	1,320円	3,510円
	和室2	950円	1,270円	1,400円	3,730円
	玄関ロビー	540円	720円	790円	2,120円
	多目的ホール	9,740円	12,990円	14,290円	38,000円
雲浜コミュニティセンター	和室1	830円	1,110円	1,220円	3,260円
	和室2	1,420円	1,890円	2,080円	5,540円
	調理実習室	1,880円	2,510円	2,760円	7,360円
	研修室	4,200円	5,600円	6,160円	16,390円
	交流ホール	8,870円	11,820円	13,000円	34,590円
西津コミュニティセンター	会議室	470円	620円	690円	1,840円
	ホール	1,890円	2,520円	2,770円	7,370円
	研修室	470円	630円	690円	1,850円
	実習室	700円	940円	1,030円	2,750円
	和室	430円	570円	630円	1,680円
	大会議室	1,120円	1,500円	1,650円	4,400円
内外海コミ	小会議室	550円	730円	810円	2,160円



ユニティセンター	研修室	650 円	870 円	960 円	2,560 円
	地域文化講話室	650 円	870 円	960 円	2,560 円
	食の体験実習室	1,010 円	1,350 円	1,480 円	3,950 円
	交流ホール	4,280 円	5,710 円	6,280 円	16,710 円
国富ユニティセンター	研修室	630 円	840 円	920 円	2,470 円
	図書室	510 円	680 円	750 円	1,990 円
	ホール	1,480 円	1,980 円	2,170 円	5,790 円
宮川ユニティセンター	会議室	1,110 円	1,480 円	1,630 円	4,330 円
	実習室	420 円	560 円	620 円	1,660 円
	和室	750 円	1,010 円	1,110 円	2,960 円
	相談室	230 円	310 円	340 円	910 円
松永ユニティセンター	研修室	740 円	990 円	1,090 円	2,920 円
	和室	680 円	910 円	1,000 円	2,660 円
	調理実習室	510 円	680 円	750 円	2,000 円
遠敷ユニティセンター	調理室	400 円	540 円	590 円	1,580 円
	会議室	380 円	510 円	560 円	1,490 円
	和室	260 円	340 円	380 円	1,010 円
	ホール	1,780 円	2,380 円	2,610 円	6,960 円
今富ユニティセンター	会議室 1	1,180 円	1,570 円	1,730 円	4,600 円
	会議室 2	1,080 円	1,440 円	1,590 円	4,230 円
	会議室 3	1,090 円	1,460 円	1,610 円	4,280 円
	調理室	1,480 円	1,980 円	2,170 円	5,790 円

	多目的ホール	4,770 円	6,360 円	6,990 円	18,610 円
	和室	1,270 円	1,700 円	1,870 円	4,980 円
口名田コミュニティセンター	ホール	1,500 円	2,010 円	2,210 円	5,880 円
	和室	440 円	590 円	650 円	1,750 円
	研修室・調理室	720 円	960 円	1,060 円	2,830 円
中名田コミュニティセンター	ホール	1,090 円	1,450 円	1,600 円	4,250 円
	協議会室	210 円	290 円	310 円	840 円
	実習室	410 円	550 円	610 円	1,630 円
	和室	610 円	810 円	900 円	2,390 円
加斗コミュニティセンター	和室	500 円	660 円	730 円	1,950 円
	図書室	190 円	260 円	290 円	770 円
	調理室	430 円	580 円	640 円	1,710 円
	大会議室	1,480 円	1,980 円	2,180 円	5,800 円

#### 備考

- 1 時間区分の午前と午後または午後と夜間等にわたって使用する場合の使用料は、相当の料金(12時から13時までおよび17時から18時までの時間帯については、午後の料金)の1時間当たりの料金を基に使用料を算出する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合の使用料は、当該基本使用料に、当該基本使用料の100%を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を加算する。
- 3 冷房または暖房を使用するときは、当該基本使用料に40%を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)を加算する。

4 小浜コミュニティセンターの多目的ホール、雲浜コミュニティセンターの交流ホール、内外海コミュニティセンターの交流ホールまたは今富コミュニティセンターの多目的ホールを使用するときは、電気料として1時間当たり350円を加算する。

議案第17号

小浜市表彰選考委員会委員の推薦について

小浜市表彰選考委員会委員の推薦を求める。

令和4年8月19日 提出

小浜市教育委員会  
教育長 窪田 光宏



浜 総 第 2 6 9 号  
令 和 4 年 8 月 5 日

小浜市教育委員会  
教育長 窪田 光宏 様

小浜市長 松 崎 晃 治

小浜市表彰選考委員会委員の推薦について（依頼）

平素は、市政発展に格別のご指導、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、例年、小浜市表彰条例に基づき、市政振興に寄与された方または市民の模範となるべき方を、11月3日（文化の日）に表彰いたしております。  
つきましては、小浜市表彰選考委員会委員について、貴団体から1名の推薦をお願いしたいと存じます。ご多用の折とは存じますが、8月24日（水）までに別紙により報告いただきますようよろしくお願い申し上げます。  
なお、推薦していただいた委員の方には、下記のとおり開催いたします選考委員会にご出席いただき、被表彰者の審査をお願いしたく存じますので、重ねてお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和4年10月6日（木）  
午前10時30分から
- 2 場 所 小浜市役所 3階 302会議室
- 3 参 考 前年委員 山崎 正博 様

【事務担当】

小浜市総務部総務課 齋藤・領家  
TEL 53-1111（内線357）

## 小浜市表彰選考委員会規則

令和2年12月22日

規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、小浜市附属機関設置条例（令和2年小浜市条例第 号）第3条の規定に基づき、小浜市表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 小浜市議会議長
- (2) 小浜商工会議所代表者
- (3) 福井県農業協同組合若狭地区代表者
- (4) れいなん森林組合代表者
- (5) 小浜市漁業協同組合代表者
- (6) 小浜市教育委員会代表者
- (7) 小浜市公平委員会代表者
- (8) 小浜市老人クラブ連合会代表者
- (9) 小浜男女共同参画ネットワーク代表者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、その他市長が必要と認める者

(委員長)

第3条 選考委員会に委員長を置き、小浜市議会議長をもってこれに充てる。

2 委員長は、選考委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 選考委員会は、審査が終了したときは、その結果を市長に報告しなければ

ならない。

(庶務)

第5条 選考委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。